

議第122号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例
京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を次のように改正する。
本則中「伏見区東組町681番地」を「伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

伏見区役所の位置を変更する必要があるので提案する。